

# 手続的正義について

ここでは、手続的正義について学びます。

わたしたちが何かを決めようとするときには、情報が必要です。例えば、あなたがゲームを買おうとするときは、どんなゲームがあるのか、価格はいくらかなどの情報を集めているでしょう。そして、それが一人であれば自分で決定すればすみませんが、集団で何かを決めようとするときは、全員で話し合って多数決を採るとか、誰かに決定を委ねるとかしているはずです。つまり、集団で何かを決めるときには、情報を集め決定する一連の手続が必要なのです。

手続的正義とは、情報の収集の仕方や決定の仕方といった手続の公正さのことです。

## Lesson 1 なぜ手続的正義を必要とするのか？

一緒に考えてみよう。

あなたは次の例で公正ではないことが確認できますか？

あなたのクラスで、ナオキ君の持っていた新しい鉛筆が体育の時間に盗まれてしまいました。そこで休み時間にみんなが校庭で遊んでいるときに、友達の机の中を調べました。

ナオキ君はどんな決定をするためにどんな情報を収集したいと思ったのですか？

それは公正ですか？

新しい鉛筆を盗まれたナオキ君は、みんなの机の中を探しても鉛筆を見つけることができませんでした。そこで、ホームルームの時間にナオキ君が鉛筆が盗まれたとみんなに言うと、誰かが体育を休んだマサハル君が犯人じゃないかと言い出しました。みんなはマサハル君が犯人だと思い、マサハル君の意見も聞かずに犯人だと決めつけました。

マサハル君は、体育の時間、他のクラスで体育を休んだ子と話をしていたので、その子呼んで話を聞いて欲しかったのですが、おとなしい子だったので何も言えませんでした。

みんなの決定は公正ですか？

考え方

正しい決定を行うためには、情報をできるだけ集める必要があります。では、なぜ情報を集める方法について思い悩む必要があるのでしょうか。

例えば、警察官が、あなたの家の近所にドロボウが住んでいて、そこには盗んだ物が隠されていることを知っているが、どの家かまでは分かっていないとしましょう。ドロボウを捕まえるためには、証拠となる盗んだ物を発見する必要があります。しかし、警察官に、あなたの近所の家すべてを調べることを許したとしたら、どうなるのでしょうか？

警察官にとっては、必要な情報を集める機会が増える一方で、あなたや近所の人たちのプライバシーの権利や自由が危険にさらされることとなります。

さらに、意思決定の際、情報を公正に使用することが保証されていなければなりません。

例えば、あなたが物を盗んだ罪で裁判にかけられたとしましょう。あなたが盗むところを見たという証言をした人に対して、あなたの側からその証人に対して質問（これを反対尋問といいます）することが許されなかったとしたら、それは情報を公正に使用したといえるのでしょうか。

その証人は、嘘をついていたり、見まちがえていたりする可能性もあります。それを確認するためにも、反対尋問する必要があるのです。

わたしたちは、国や地方自治体およびその機関（警察がその例です）に多くの権力を与えています。彼らはわたしたちの生活や財産に影響を及ぼす多くの決定を行います。そこでわたしたちは、その権力を制限したり、その使い方についてルールを作ってきたのです。こうしたルールは、私たちの権利を守るのです。

裁判で用いられているルールには次のようなものがあります。

あなたの側から発言する権利を保障する

あなたの発言を弁護することを弁護士に手助けしてもらう権利を保障する

あなたに反対する証人に対して反対尋問をする権利を保障する

あなたが指名した証人を求める権利を保障する

公正な判決や裁判官を求める権利を保障する

公正な情報収集や意思決定を行う必要があるのは、警察や裁判所ばかりではありません。あなたの町の市議会や県議会、国会も情報収集と意思決定での公正さを必要とします。手続的正義はまた、自分の日常生活、家庭、学校でも重要なのです。

**Lesson 2 手続的正義を確認するには、どのような考え方が役に立つか？**

## 考え方

あなたは、公正に情報を集めて決定をしているかどうか、どうやって確かめますか。次のステップは、その方法（考え方の筋道）を示しています。それぞれのステップに質問と事例があります。

**ステップ1** どんな情報が求められているか、それが必要とされるのはなぜかを明らかにしなさい。

婦人警官が銀行の前をパトロールカーで通り過ぎようとしたときに、警報を聞き、びくびくした男が非常に急いで銀行から立ち去ろうとしているのを見た。婦人警官はその人間を停止させて、質問した。

市議会は、市の公園にどんな種類の遊戯施設を建てたら良いかの決定をする前に公聴会を開いた。

**ステップ2** 情報を集めるのに使用される手続を調べなさい。

**a** 決定のために必要な情報が全て集められているかどうか。

ある人が、郵便局から切手を盗んだことで裁判にかけられたが、自分の側の事情を話すことを許されなかった。

ある地方議会では、ダムを建設するかどうかについて、住民の声を聞く機会を設けた。しかし、建設に賛成する人たちの意見ばかりを聞き、建設に反対する人たちの意見が充分には聞かれなかった。

**b** 情報が本当であるかどうかを知る方法があるか。

あなたは、あなたに不利な証言をした証人の反対尋問を認められなかった。

裁判で、目撃者は橋が崩れたとき彼が見ていたことを証言することを許された。しかし、彼は建築の専門家ではなかったので、崩壊の原因について話すことは許されなかった。

**c** 情報が集められている、もしくは決定されようとしていることを事前に知らされているか。

あなたは、あなたに対する裁判が、その当日の朝、開廷されることを告げられた。

市議会が税金問題について市民の声を聞く公聴会を開くと決定するとき、その市では公聴会の開かれる2か月前から広告した。

**d** 自分の意見を表明する場はあるか。意見表明に助けがいる人であれば、代わりに誰かに意見表明をしてもらうことが許されているか。

あなたは、自分の側の主張をするのに弁護士に助けをもらうことを認めら

れなかった。

**e 手続は事前に知らされているか。手続を進展させるために柔軟性はあるか。**

あなたの裁判で用いられた手続は、裁判が進行しながら作られた。

あなたのお父さんは、町の会合で話すことになっており、議題にも載っていたが、車のタイヤがパンクしてしまい、お父さんは会合に遅刻してしまった。お父さんは会合が終わる寸前に到着した。お父さんは何が起こったか説明し、会合の議長はお父さんが話すことを許可した。

**ステップ3 決定をなすのに使われた手続を調べなさい。**

**a 参加者は公平か？決定する人は偏見を持っていないか？**

江戸時代においては、裁判所に該当するものとして奉行所があったが、奉行所は取り調べも担当していた。

あなたの裁判の裁判官は、重要証人の義兄であった。

**b 手続は公開されていますか？利害や関心を持つ人に、どのような情報が集められ、どのような決定がなされたかを見る機会がありますか？**

あなたは深夜のうちにこっそり逮捕され、刑務所で裁判を受けた。裁判官と警察官とあなたに対する証人以外、家族や近所の人は何が起こったか知る者は一人もいなかった。

**c 誤りを発見し訂正する方法があるか？**

昔は、死刑を宣告されたらすぐ処刑された。自分の事件で判決の誤りを正す機会を与えられなかった。

**ステップ4 手続は関連する価値や利益を守ったか。**

**a 手続はプライバシーや自由を保護しているか？**

警官はある人が違法な薬物を行っていると思っている。警察官達は、その人の家で違法な薬物を見つけられると思いい、その人の家を検索した。

ある人が郵便局で切手を盗んで逮捕された後、彼は有罪かどうかを決する裁判が開かれるまで2年間刑務所に留置された。裁判を待っている間、自由になることを許されなかった。

**b 人間の尊厳が配慮されているか？**

江戸時代には、罪を犯したという情報を明らかにさせ、犯罪を告白させるために、拷問が用いられていた。

**c 実地的な考慮はなされているか？**

ある人が他のチームのバスケットボールの選手を故意に怪我させたとき、

ある人はそのときゲームを見に来ていた500人のすべての人が、彼の裁判で証人となることを求める権利を主張した。

被告が何度も叫んで法廷を妨害した後、裁判官は、彼にもう一度法廷を妨害したら法廷の外に出すと警告した。

### ステップ5 手続が公正かどうか決める。

上の各事例の手続は公正でしたか？公正でないとしたら、どの点を変えるべきだと思いますか？

## Lesson 3 どうやって手続的正義の問題を解決するか？

あなたは、手続的正義の問題を調べる方法を学びました。ここでは、手続的正義の問題の具体的事例をみながら、その方法を使っていきます。レッスンの終わりには、手続的正義の問題を解決するためにその方法をどのように使用したらいいか理解できるようになるでしょう。

### 事例

( 適当な素材を適宜活用する )

### 裁判に出席する人々

教師は、クラスを6つのグループに分けます。

第1と第2のグループは、このとき採られた手続は不公正であったとする原告グループです。第3と第4のグループは、公平であったと支持する被告グループです。そして、第5と第6のグループは、裁判官として聴取を行う裁判官グループです。

### 裁判の準備をしよう

各グループはまず自分たちの役割をしっかりと理解します。各グループは、配られた考え方の筋道の表を利用して、意見を整理します。これは、裁判での主張に役立ちます。

続いて、原告と被告のグループは、自分たちの立場をさらに発展させ、それぞれの意見を説明する準備をします。誰が発言するか決めなさい。また、裁判官の質問に答えられるよう準備しなさい。裁判官グループは、裁判の進行と原告・被告のグループへの質問を準備しなさい。裁判の進行については、裁判長を決めて、その人が行うことにしなさい。質問は、それぞれが行います。

### 裁判に参加しよう

二つずつ作ったグループのうち、実際に裁判に参加してもらうのは一つだけです。他のグループは傍聴をします。どちらがやるかを決めます。

役をするグループが決まったら、それぞれの席に着きます。

そして、裁判長役は、開廷を宣言します。そして、原告と被告のそれぞれのグループに、自分たちの考えを発表するよう求めます。発表がなされた後、各裁判官は、そのグループに質問します。

それが終わったら、裁判官グループは、どちらのグループがより説得的かを決定し、それをクラス全体に報告します。

### もっとよく考えてみよう。

最後にクラス全員で、裁判官グループの結論に従えるか、役を離れて議論します。その際、次の点をよく考えてください。

- 1 事例で採られた手続は公正ですか、そうではないですか。その理由は。
- 2 手続を改善するとすればどのような点を変えるか。どうしてか。
- 3 あなたが提案する改善案では、どのような利点と短所があるか。
- 4 あなたの提案ではどのような価値や利益が促進されるか。

### 考えるための筋道

- 1 情報収集の目的を把握する。

どんな情報が求められているか。

この情報が必要とされるのは、なぜか。

- 2 情報を収集するのに用いられた手続を評価する。

手続において、賢明で、公平な決定をなすのに必要な、あらゆる信頼できる情報が集められたことを確信できるか。以下の点から考察しなさい。

- a 決定のために必要な情報が全て集められているかどうか。
  - b 情報が本当であるかどうかを知る方法があるか。
  - c 情報が集められている,もしくは決定されようとしていることを事前に知らされているか。
  - d 自分の意見を表明する場はあるか。意見表明に助けがいる人であれば,代わりに誰かに意見表明をしてもらうことが許されているか。
  - e 手続は事前に知らされているか。
- 3 決定をなすのに用いられた手続を評価する。  
集められた情報が決定をなすのに公平に用いられたか。以下の点を考えなさい。
- a 決定する人は偏見を持っていないか。
  - b 情報の集め方や決定の方法を知る機会があるか。
  - c 決定された後に誤りを発見し,訂正する方法はあるか。
- 4 関連する価値や利益への考慮  
手続は重要な価値や利益を守ったか。以下の点を考えなさい。
- a プライバシーと自由は保護されているか。
  - b 人間の尊厳をもって扱われているか。
  - c 配分的正義
  - d 現実的な考慮
- 5 採られた手続が手続的正義の目的に適っているか。変えたとすれば,どの ように変えるべきか。自分の立場を説明しなさい。

# 「オオカミなんか怖くない」殺オオカミ事件

地方裁判所 中学校支部

平成16年(わ)第1号事件

裁判長

被告人 カーリー・ザ・ピッグ

(俳優役生徒 5名)

検察官 1名(男子・女子を問わない)

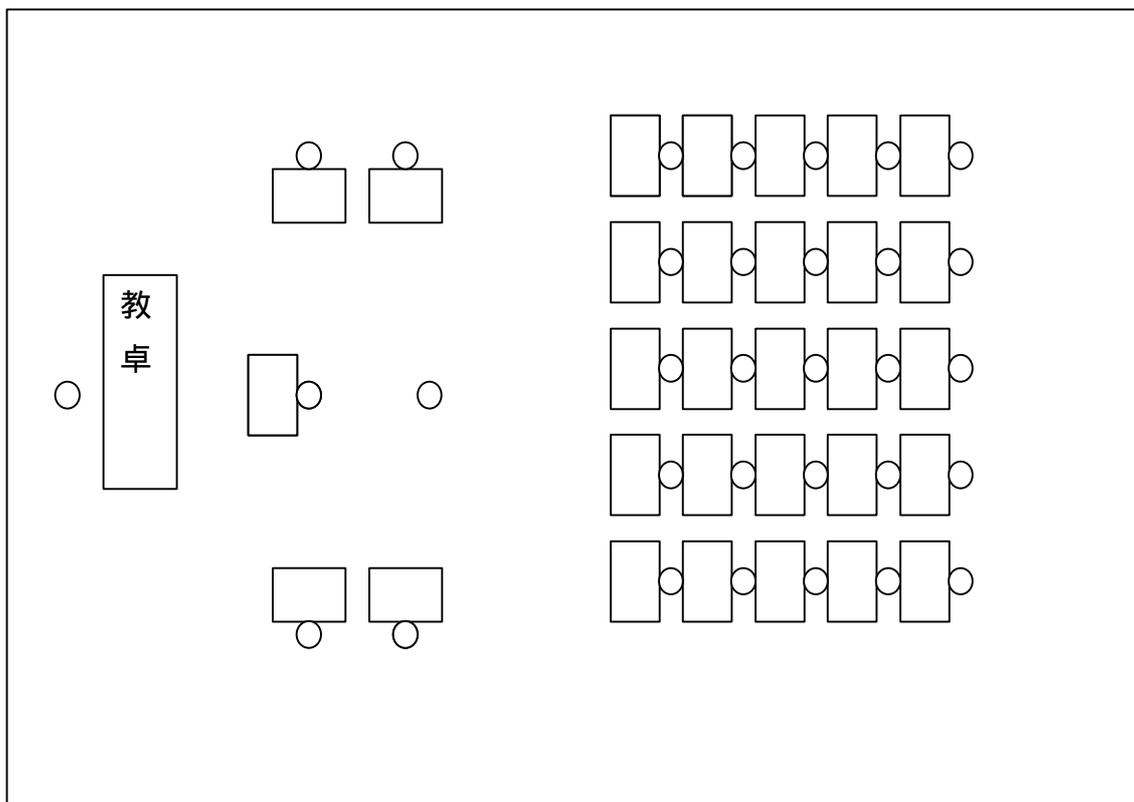
弁護士 1名(男子・女子を問わない)

被告人 1名(男子)

証人 2名(男子1名、女子1名)

男子はジャック・スミス役。女子はオオカミの母親役。

(机の配置) 下図のとおり(○は椅子)



### 刑法第199条（殺人罪）

人（この場合はオオカミを含むものとする）を殺したものは、死刑・無期懲役刑・または3年以上の懲役刑に処せられる。

- ・ 子豚は、オオカミを殺してしまうつもりでチャンスを待っていたのか？
- ・ それとも、たまたまオオカミが侵入してきたときお湯をわかしていたのか？

### 刑法第35条1項（正当防衛）

急激で不当な攻撃から自分や他人を守るために、やむを得ずにした行為については、罰せられることがない。

- ・ オオカミの侵入は「急激な攻撃」と言えるか？
- ・ 子豚のしたことは「自分を守るためにやむを得なかった」と言えるか？
- ・ オオカミを煮ただけではなく食べてしまったことについてはどうか。

### 刑法35条2項（過剰防衛）

急激で不当な攻撃から自分または他人の権利を守るためにやむを得ずした行為であっても、程度を超えた行為（いきすぎた行為）は罰せられる。この場合には、事情を考えて、刑を軽くしたり、免除したりすることができる。

- ・ 子豚のしたことは「自分を守るための最低限の行為だった」と言えるか？
- ・ オオカミを煮ただけではなく食べてしまったことについてはどうか。

### 刑法第190条（死体損壊罪）

死体（この場合にはオオカミの死体を含むものとする）を壊したり捨てたりしたものは、3年以下の懲役刑に処せられる。

- ・ 子豚がオオカミを食べたことは「壊したり捨てたり」したことになるか？

### 刑事訴訟法320条1項（伝聞証拠）

「さんがこう言っていました」という内容の証言があったとしても、その証言は、さんの言っていた話の内容が真実だという証拠にはできない。

- ・ どうして、こんな法律があるのだろうか？
- ・ この法律によって証拠にできない証言は、誰の証言だろうか？

### 裁判長

これより開廷します。被告人は前へ出てください。  
被告人、名前はなんと言いますか？

### 子豚

カーリー・ザ・ビッグです。

### 裁判長

検察官、起訴状を朗読してください。

### 検察官

はい。公訴事実（こうそじじつ）を読みあげます。

被告人は、自分の兄ふたりがオオカミに食べられてしまったと聞き、オオカミに恨み（うらみ）を持ち、チャンスがあればオオカミを殺してやろうと思って、そのチャンスをねらっていたが、平成15年3月15日、オオカミにお祭りに誘われると、オオカミを怒らせればエントツから家の中に入ってくるにちがいないと考え、暖炉（だんろ）でお湯をわかす用意をしたうえで、約束の時間より前に自分ひとりでお祭りに行ってしまう、また、樽（たる）の中に入るところがり、オオカミをおどろかせたうえに、あとで自宅にやってきたオオカミを侮辱（ぶじょく）したため、怒ったオオカミが、被告人の家のエントツから家の中に入ろうとするのを見て、ねらいどおりにオオカミを殺してしまおうと決意し、暖炉（だんろ）のナベのフタをとり、あらかじめナベの中にわかしておいたお湯にオオカミを転落させて、すぐにナベのフタをしめ、オオカミを全身やけどによって死亡させたうえに、その死体をグツグツと煮て食べてしまったものであります。

以上の事実は、刑法第199条の殺人罪、刑法第190条の死体損壊罪（したいそんかいざい）にあたりますので、正しい処罰をお願いします。

### 裁判長

では、最初に被告人に注意しておきます。被告人には、黙秘権（もくひけん）という権利があります。被告人は、この裁判でいろいろな質問をされますが、答えたくなければ答えなくてもかまいません。黙っていたからといって被告人が不利になることはありません。もちろん、答えなければ答えてもかまいませんが、被告人が答えたことは、被告人に有利な証拠になることも不利な証拠になることもあります。被告人、わかりましたか？

## 子豚

はい、わかりました。

## 裁判長

では、被告人に質問します。さきほど検察官が読み上げた公訴事実(こうそじじつ)は、そのとおり間違いありませんか？

## 子豚

とんでもありません。全然ちがいます。ぼくがオオカミを殺すチャンスをねらっていたなんてことはありません。おそろしいオオカミを殺してやろうなどと考えるはずがないでしょう。だいたい、ブタはオオカミの肉なんて好きではありません。あの日は、晩ごはん「湯どうぶ」を食べようと思って、お湯をわかしていたのです。ところが、オオカミが「お前を食べてやる」と言ってエントツから入ってこようとしたので、びっくりして、とっさにナベのフタをとったら、そこにオオカミが落ちたのです。もう、恐ろしくてオオカミの姿を見ることさえもできず、必死でナベのフタをしめました。そして、オオカミが動かなくなったあとも、今にも生き返ってきて自分を食べてしまうような気がして、恐ろしさのあまりにオオカミを食べてしまったのです。今までに、あんなにまずいものを食べたことはありません。

## 裁判長

弁護人の意見はいかがですか。

## 弁護人

裁判長。検察官の言い分は、実にばかばかしいものです。オオカミが、子豚にとって、どれほど恐ろしいものであったかということは、オオカミが被告人の兄弟である2匹の子豚を食べてしまったことから明らかです。そのオオカミが、無理やり被告人の家に入ろうとしてきたのです。住居侵入罪であります。かわいそうな被告人は、恐ろしいオオカミから自分の命を守ろうとして、思わずオオカミを煮てしまったのですから、殺人については、もちろん正当防衛で無罪です。もし被告人がそうしなかったら、食べられていたのは被告人のほうだったのです。また、オオカミが今にも生き返って自分に仕返しするのではないかと恐ろしくなったというのも、子豚としては当然です。恐ろしさのあまり、無理に食べたのですから、死体損壊(したいそんかい)についても、やはり正当防衛で無罪です。

**裁判長**

検察官、どのような証拠で、公訴事実を証明しますか？

**検察官**

はい。殺されたオオカミの母親を、証人として請求します。

**裁判長**

弁護人。この証人請求に対して、何か意見はありますか？

**弁護人**

裁判長の判断におまかせします。

**裁判長**

では、証人を採用します。証人は前に出てください。まず、うそをつかないという宣誓をしていただきます。宣誓書を読み上げてください。

**母オオカミ**

真実だけを話し、うそをついたり、知っていることをかくしたりしないことを誓います。

**裁判長**

もし今の宣誓に反してうそをつくると、証人自身が偽証罪で処罰されることがあります。では、証人はイスに腰掛けてください。検察官から質問をどうぞ。

**検察官**

被告人に、ナベで煮られて食べられてしまったのは、あなたの息子さんですね？

**母オオカミ**

そうです。とても優しい息子でした。この憎らしい子豚に殺された日も、友達になった子豚と一緒に祭りについて、子豚に何か買ってあげると言って家を出て行ったんです。

**検察官**

実際には、被告人と一緒に祭りに行ったようでしたか？

**母オオカミ**

いいえ。子豚を迎えに行ったけど家にいなかったの、しかたなく、ひとりでお祭りに行ったら、坂の上から樽(たる)がころがってきて、とてもびっくりしたので、買い物もしないで帰って来たと言って、とても悲しそうにしていました。

**検察官**

それから、息子さんはどうしましたか？

**母オオカミ**

ひょっとしたら、子豚は病気で寝ていて返事ができなかったのかもしれないから、もういちど子豚の家に行って様子を見てくる、と言って出て行きました。

**検察官**

そして、もう帰ってはこなかったわけですね。

**母オオカミ**

ええ。あんまり帰りが遅いので、心配になって子豚の家へ様子を見に行ったのです。そうしたら、この子豚が、ナベの中の私の息子を食べていたのです(泣く)。

**検察官**

お気の毒に。被告人は、あなたの息子さんを、おいしそうに食べていましたか？

**母オオカミ**

はい。舌なめずりをしながら、とてもおいしそうに。それだけでなく、子豚の前には、「オオカミのおいしい食べかた」という料理の本まで置いてあったのです。

**検察官**

被告人の近くには、料理の本のほかに、何か調味料などが置いてありませんでしたか？

**母オオカミ**

ええ、置いてありましたとも。何かショウユみたいなものや、酢みたいなものも見えましたね。息子がポン酢で食べられていたかと思うと、もう、くやしくて(泣く)。

**検察官**

あなたは、被告人の家の中に入り込みましたか？

**母オオカミ**

いいえ、窓から家の中をのぞいただけです。

**検察官**

なぜ、家の中に入れてもらわなかったの？

**母オオカミ**

もちろん、ドアをノックして、入れてくれるように頼みました。でも、この子豚は、知らん顔をして私の息子を食べて続けていたんです。こんな人でなし、じゃなくて豚でなしの豚は見たことがありません。

**検察官**

私からの質問は以上です。

**裁判長**

弁護士、反対尋問（はんたいじんもん）をどうぞ。

**弁護士**

では、私からもお尋ねしたいことがあります。まず、あなたの息子さんは、子豚が好物だったのではありませんか？

**母オオカミ**

いいえ。オオカミですから豚を食べることもありますが、息子の好物は、豚ではなくてヤギでした。

**弁護士**

あなたの息子さんが被告人の兄弟を2匹も食べるのを見たという証人がいるんですよ？それも、家を吹き飛ばして食べてしまったらしいじゃありませんか。ほかにも似たようなことをやっている不良オオカミだったんじゃないですか？

**検察官**

異議あり。弁護人は想像だけで質問しています。

**裁判長**

異議を認めます。弁護人は質問のしかたを変えてください。

**弁護人**

あなたは、息子さんが被告人の兄弟を食べてしまったことを知らないのですか？

**母オオカミ**

私は、そのことについては何も知りません。

**弁護人**

では、あなたが被告人の家へ様子を見に行ったのは何時ごろでしたか？

**母オオカミ**

そろそろ晩ごはんだと思って迎えに行ったので、6時近くだったと思います。

**弁護人**

被告人の家の中には、あかりがついていましたか？

**母オオカミ**

さあ、どうだったかしら。あかりはついていなかったように思います。

**弁護人**

夕方6時近くだと、家の中は、かなり暗かったのではありませんか？

**母オオカミ**

5月ですから、そんなに真っ暗ではありませんが、うす暗かったと思います。

**弁護人**

料理の本があったとか、調味料があったとか言っていましたが、窓から、うす暗い家の中をのぞいただけで、そんな細かいところまで見えるものですかね？

**母オオカミ**

なんとか見えました。

**弁護士**

あなたは、被告人をもちろん憎んでいるでしょうね？

**母オオカミ**

(怒って) だいじな息子を食べられたんですから、あたり前です。

**弁護士**

被告人を憎らしく思うあまり、被告人がうまそうに息子さんを食べていると思いついてしまったのではありませんか？

**母オオカミ**

(少し答えにつまる)・・・でも、私にはそのように見えたんです。

**弁護士**

反対尋問(はんたいじんもん)は、これで終わります。

**裁判長**

証人は自分の席に戻ってください。弁護人のほうから証人の請求はありますか？

**弁護士**

はい。ジャック・スミスさんをお願いします。被告人の兄に、わらや木の枝をあげた人です。

**裁判長**

検察官。御意見は？

**検察官**

裁判長の判断におまかせします。

**裁判長**

では、証人を採用します。証人は前に出てください。先ほどと同じように、うそをつかないという宣誓をしていただきます。宣誓書を読み上げてください。

**ジャック・スミス**

真実だけを話し、うそをついたり、知っていることをかくしたりしないことを誓います。

**裁判長**

もし今の宣誓に反してうそをつくると、証人自身が偽証罪で処罰されることがあります。では、証人はイスに腰掛けてください。弁護人から質問をどうぞ。

**弁護人**

あなたは、被告人の兄弟を知っていますか？

**ジャック・スミス**

ええ。いちばん上の兄がローリー、次の兄がモーという名前でした。

**弁護人**

あなたは、ローリーとモーを、どうして知っているのですか？

**ジャック・スミス**

家を作るから「わら」がほしいとローリーに頼まれたのです。私は、「冗談言うな。安全性に問題があるぞ。」と言いましたが、ローリーが「わら」がいいと言うので、あげました。

**弁護人**

できあがったローリーの家を見たことがありますか？

**ジャック・スミス**

はい。でも、長持ちはしませんでしたね。

**弁護人**

それは、どうしてですか？

**ジャック・スミス**

オオカミに吹き飛ばされてしまったからです。

**弁護士**

オオカミとは、どのオオカミですか？

**ジャック・スミス**

カーリーが煮て食べてしまったという、あのオオカミですよ。

**弁護士**

そのオオカミは、どうしてローリーの家を吹き飛ばしたのか、知っていますか？

**ジャック・スミス**

ええ。オオカミは、ローリーの家に来て、「子豚、子豚。ここを開けておくれ。」と言ったのです。ローリーは、「めっそうもない」と言って断りました。するとオオカミは、「そうかい、それじゃあ、ふうふうのフーで、この家、吹き飛ばしちまうぞ。」とうれしそうに言って、家を吹き飛ばしてローリーを食べてしまったのです。

**弁護士**

では、モーのほうは、どうして知っているのですか？

**ジャック・スミス**

家を作るから木の枝がほしいとモーに頼まれたのです。私は、「冗談言うな。安全性に問題があるぞ。」と言いましたが、モーが木の枝でいいと言うので、あげました。

**弁護士**

できあがったモーの家を見たことがありますか？

**ジャック・スミス**

はい。でも、ローリーの家と同じように、オオカミに吹き飛ばされてしまいました

**弁護士**

ローリーを食べてしまったオオカミですか？

### ジャック・スミス

そうです。オオカミは、モーの家にやってきて、「子豚、子豚。ここを開けておくれ。」と言ったのです。モーも、「めっそうもない」と言って断りました。するとオオカミは、「そうかい、それじゃあ、ふうふうのフーで、この家、吹き飛ばしちまうぞ。」とうれしそうに言って、家を吹き飛ばしてモーを食べてしまったのです。

### 弁護士

私からの質問は以上です。

### 裁判長

検察官、反対尋問がありますか？

### 検察官

はい。ジャック・スミスさん、さきほど、オオカミがローリーとモーを食べてしまったことを証言しましたが、あなたは、自分の目でそれを見たのですか？

### ジャック・スミス

その場にいたわけではありません。もしもその場にいたら、オオカミを追い払うとか、誰かの助けをよぶとかして、ローリーやモーの命を助けてあげたと思いますよ。

### 検察官

じゃあ、さっき話したことは、いったい誰から聞いた話なんですか？

### ジャック・スミス

そりゃあ、誰というわけではないけれど、村じゅうのうわさですよ。有名な話です。

### 検察官

どうもおかしいですね。もし、誰か現場を見た人がいるのなら、あなたが言うように、黙って見ていないで、助けを呼ぶとかなんとかしたんじゃないでしょうか。

### ジャック・スミス

どうでしょう。とにかく有名な話なんですから、誰か見ていた人がいるんじゃないかと思うんですが。

**検察官**

どちらにしても、あなた自身は、ローリーとモーが家を吹き飛ばされて食べられてしまったところを見たわけではない。そういうことでいいですか？

**ジャック・スミス**

はい。見たわけではありません。私が自分で見て知っているのは、ローリーとモーの家が完成して間もないうちに無くなってしまったということ、それに、そのころからローリーとモーの姿を見たことがないこと、このふたつです。

**検察官**

反対尋問は、これで終わります。

**裁判長**

証人は自分の席に戻ってください。弁護士、被告人本人にも質問しますか？

**弁護士**

はい、お願いします。

**裁判長**

では、被告人は前へ。弁護士から質問してください。

**弁護士**

あなたは、事件の日、オオカミからお祭りに行こうと誘われましたか？

**子豚**

はい、誘われていました。でも、一緒にはいきませんでした。

**弁護士**

どうしてですか？

**子豚**

僕を食べようとして誘っているのが、わかっていたからです。

**弁護士**

どうして、自分を食べようとしていると考えたのですか？

**子豚**

オオカミは、うちに来て、「子豚、子豚、ここを開けておくれ」と言って、家の中に入ってこようとしたことがあったのです。僕が「めっそうもない」と言って断ると、「そうかい、それじゃあ、ふうふうのフーで、この家、吹き飛ばしちまうぞ」と言って、家を吹き飛ばそうとしたのですが、僕の家はレンガで作ったもので、吹き飛ばすことができませんでした。このやりかたは、うわさで聞いている、オオカミが僕の兄ふたりを食べたやりかたと全く同じです。それからは、オオカミは、僕を家の外に誘い出そうとして、一緒にリンゴを取りにいこうとか、いろいろ誘いをかけてくるようになったのです。

**弁護士**

なるほど。あなたは、お祭りにはひとりで行ったのですか？

**子豚**

はい。オオカミと一緒に行くのはいやだったけど、お祭りには行きたかったものですから。樽(たる)を買いたかったんです。

**弁護士**

オオカミのお母さんの証言だと、あたりは、その樽の中に入って、坂道をころがって、オオカミを驚かせたそうですね。

**子豚**

驚かせるつもりでやったんじゃないです。家に帰る途中でオオカミがやってくるのが見えたので、びっくりして樽の中にかくれたら、樽がころがってしまったんです。

**弁護士**

家に帰ってから、またオオカミがやってきたんですね？

**子豚**

そうです。お祭りに行ったら樽がころがってきてびっくりした、僕にと言いました。僕も、やめておけばよかったのに、家の中にいるという安心感から、ついオオカミに「樽の

中に入って君を驚かせたのは、この僕さ」などと言ってしまったのです。

#### 弁護士

それを聞いたオオカミは、怒ったでしょうね。

#### 子豚

それはもう、カンカンになって怒りました。そして、「エントツからおりていって、お前を食べてやる」と叫ぶと、本当に屋根に登ってきたものですから、あのときはもう、生きた気持ちがしませんでしたね。

それで、「どうしよう」と思って暖炉（だんろ）を見ると、ちょうど、夕食に湯どうぶを食べよう思ってお湯をわかしていたものですから、とっさにナベのフタをとったんです。オオカミをこの中に落としてやろうとか、そんなこと考えている余裕もありませんでした。でも、フタをとったとたんに、オオカミがナベの中に落ちてきたのです。

僕は、「大変だ」と思って、夢中でナベにフタをして、上から必死で押さえつけました。

#### 弁護士

どのくらいのあいだ、そうやってフタを押さえつけていましたか？

#### 子豚

どうでしょう、10分間くらいでしょうか。とにかく、オオカミはナベの中であばれていましたから、少しでも力をゆるめたらオオカミが飛び出してきて食べられてしまうと思って、動かなくなるまで押さえつけていたことはまちがいありません。

#### 弁護士

そのあと、煮えたオオカミを食べてしまったのはどうしてですか？

#### 子豚

ようやくオオカミが静かになったので、おそろおそろナベのフタをあけてみましたが、煮えたオオカミの姿を見ると、やっぱり恐ろしくて、いまにも動き出しておそいかかってくるような気がしたんです。それで、オオカミの肉なんて、食べてみたいと思ったこともないのですが、「もう、こうなったら食べてしまうしか安心できない」という気持ちになって、無理やりに口の中につめこみました。本当にまずくて、苦しかったなあ。

**弁護士**

質問はこれで終わります。

**裁判長**

検察官も質問しますか？

**検察官**

はい。いくつか聞きたいことがあります。

まず、あなたは、たまたまお湯をわかしていたと言うんだけど、お湯をわかしはじめたのは、いったい何時ころなんですか？

**子豚**

そうですね。夕食のしたくをしようと思った時間だから、5時すぎくらいかな。

**検察官**

5時すぎですか。オオカミがやってきたのは何時ころ？

**子豚**

まだ5時半にはなっていなかったと思います。

**検察官**

すると、お湯をわかしていた時間は、20分くらいですか？ だけど、オオカミがすっかり入ってしまうくらい大きなナベにお湯をわかそうと思ったら、20分くらいでは熱くならないでしょう。お湯は、ぐらぐらと煮立っていたんでしたよね。もっと早い時間から、お湯をわかしはじめていたのではありませんか？

**子豚**

そうですねえ。もう少し早かったかもしれません。5時より前だったかも。

**検察官**

だけど、そうすると、まだ夕食の用意をする時間には早いでしょう。どうして、そんな早い時間から、お湯をわかす必要があったんですか？

**子豚**

いや、それは、いま検事さんが言われたとおり、大きなナベにお湯をわかすのには、それなりに時間がかかりますから。

**検察官**

そうですか。それなら、湯どうぶを食べるために、どうして、そんなに大きなナベにお湯をわかす必要があったんですか？ いったい、どれだけたくさんのトウフを入れるつもりだったのかなあ？ あなた、ひとりぐらしなんでしょう？

**子豚**

ええ、そうですけど、湯どうぶは、たっぷりのお湯で作ったほうがおいしいですから。

**検察官**

そうですか？ それで、トウフは買ってあったんでしょうね？

**子豚**

はい。それもお祭りで買ってきたんですけど。

**検察官**

お祭りで？ そうすると、あなたは、トウフを持ったままで樽に入って坂道をころがったんですか？ よくトウフがくずれませんでしたね。

**子豚**

いや、まあ、少しはくずれました。

**検察官**

「少しはくずれました」ぐらいのことですみませんか。まあ、いいでしょう。それで、そのトウフは食べたんですか？ オオカミのお母さんの通報で、警察があなたの家に行ったときには、トウフはなかったようですけど。

**子豚**

はい、全部食べてしまいました。

**検察官**

嫌いなオオカミの肉を無理やり食べたあとで？ よく食べられましたね。本当は、トウフなんか、はじめから買ってなかったんじゃないでしょうか？

**子豚**

そんなことはありません。

**検察官**

しかし、オオカミのお母さんの証言では、あなたの近くには、ショウユとか酢のような調味料、それに「オオカミのおいしい食べかた」という料理の本まで置いてあったというじゃないですか。本当は、オオカミを煮て食べるつもりで準備していたんでしょう。

**子豚**

いいえ、違います。ショウユや酢は、湯ドウフを食べようと思っていたので、出してもおかしくないでしょう。それから、僕が持っている本は、「オオカミのおいしい食べかた」ではなくて、「オリガミの正しい折りかた」です。オオカミのお母さんが見まちがえたんですよ。

**検察官**

確かに、警察の調べでは、あなたの家には「オリガミの正しい折りかた」という本もありましたよ。でも、そんな本は、食事をしながら読む本じゃないでしょう。それに、警察があなたの家に入ったとき、暖炉（だんろ）には、何か紙のようなものを燃やした灰があったんです。「オオカミのおいしい食べかた」のほうは、オオカミを食べたあとで、さっさと燃やしてしまったんじゃないでしょうか？

**弁護人**

裁判長、異議があります。検察官は、根拠もないのに想像だけで質問しています。

**裁判長**

異議を却下（きゃっか）します。ここは重要な点ですから、被告人は、「オオカミのおいしい食べかた」という本を暖炉で燃やしてしまったかどうか、という検察官の質問に答えてください。

**子豚**

僕は「オオカミのおいしい食べかた」なんていう本を持っていたことはありません。

**検察官**

では、最後の質問です。お祭りから帰ったあと、オオカミがまた家にやってくるだろうと予想していましたか？

**子豚**

オオカミのことですから、来るかもしれないとは思っていました。

**検察官**

これで質問を終わります。

**裁判長**

被告人は後ろに下がってよろしい。これで審理は終わりです。

検察官、論告（ろんこく）をどうぞ。

**検察官**

陪審員のみなさん。まず、被告人がオオカミを煮て食べてしまったこと、このことは被告人も認めています。そして、被告人は、それは正当防衛だったと主張しています。

しかし、本当にそうでしょうか。被告人は、いつかオオカミを煮て食べてやろうと思い、そのチャンスを待っていたのではないのでしょうか。オオカミが被告人の家に侵入しようとしたことは、たしかに正しくないことでした。でも、それは、被告人のワナにはまったのではなかったのでしょうか。

オオカミが被告人の家に侵入しようとしたのは、夕方5時30分より前の時間だったということを、被告人自身が認めています。そんな時間に、オオカミがすっかり入ってしまうような大きなナベに、ぐらぐらとお湯が煮立っているということがあるのでしょうか。少なくとも、5時より前にお湯をわかしはじめないと、そうはならないでしょう。それに、湯ドウフをつくらうとしたのなら、もっと小さなナベでもよかったです。

被告人は、お祭りに行こうというオオカミの誘いを断ったため、オオカミがやってくるに違いないと予想して、お湯をわかしてオオカミを待ち受けていたのです。オオカミの侵入は、被告人にとって「思いがけない攻撃」ではありませんでした。被告人は、オオカミの攻撃を予想していたのです。いや、オオカミの攻撃を誘っていたと言ってもよいかもしれ

れません。これでは、被告人には正当防衛は成立しないのです。正当防衛どころか、過剰防衛（かじょうぼうえい）さえも成立しません。

ましてや、オオカミを煮てしまったあと、その死体を食べたことについては、被告人は全く弁解できないはずですよ。オオカミが生き返ってくるのではないかと恐ろしくなった、などと被告人は言っていました、そんな非科学的な理由で正当防衛が認められるはずはありません。また、オオカミのお母さんの証言をみなさんは聞きましたね。お母さんは、被告人が、「オオカミのおいしい食べかた」という本を開いて、おいしそうに舌なめずりしながらオオカミを食べていたと証言しました。この本は被告人の家から見つかりませんが、被告人の家の暖炉には、紙を燃やしたような灰がたまっていたのです。被告人は、本を燃やしてしまったかもしれないのですから、本が見つからないからといって、オオカミのお母さんの証言が信用できないということにはなりません。だから、オオカミが恐ろしくて無理に食べたなどという被告人の弁解は、全く信用できないのです。

みなさん、被告人の殺人罪と死体損壊（したいそんかい）罪は明らかです。どうか正義にかなった判断をして、オオカミのお母さんの悔しさを晴らしてあげてください。

## 裁判長

弁護人、最終弁論をどうぞ。

## 弁護人

陪審員のみなさん。いったい、正当防衛という法律は、なんのためにあるのでしょうか。なぜ、たとえ人を殺しても、正当防衛ならば無罪なのでしょう。考えてみてください。

（5秒くらい間をおく）

みなさん。正当防衛が認められているのは、誰でも、自分で自分の身を守る権利があるからです。もしも、被告人の今回の行動が犯罪ならば、被告人は、いったいどうすればよかったのでしょうか。オオカミが無理やり家の中に入ろうとしてきたら、逃げ出すべきだったのでしょうか。そんなことをしても、すぐにオオカミにつかまってしまったでしょう。オオカミは、すでに被告人の兄を2匹も食べてしまったというのが、村じゅうのうわさです。そして、今度は被告人にねらいをつけて、いろいろな理由で被告人を家の外に誘い出そうとしていました。たとえこの日でなくても、いつかオオカミは、エントツから被告人の家の中に入るということを思いついたことでしょうか。このような立場におかれたら、被告人にできることは、知恵を使ってオオカミを殺すか、だまってオオカミに食べられるか、ふたつにひとつしかなかったのです。被告人は、子豚でありながら、勇敢にオオカミと戦ったのです。なぜ、被告人が犯罪者にならなければいけないのでしょうか。

みなさん。検察官は、被告人がお湯をわかしてオオカミを待ち受けていたのだと言いました。真実は、もちろん違います。被告人がお湯をわかしていたのは、偶然でした。それも、とんでもなく幸運な偶然でした。しかし、もしも検察官の言うように、被告人がオオカミの侵入を予想して対策をとっていたのだとしても、それでもやはり、被告人には正当防衛が成立すると弁護人は主張します。そうでなければ、被告人に対して、「お前は一生、オオカミから逃げ回っている。決してオオカミとは戦うな」と言うことになるのです。みなさん、オオカミにねらわれてしまったかわいそうな被告人に、そんなことが言えますか？ここをよく考えてください。

被告人が、オオカミを食べてしまったことについては、行き過ぎだと思う人がいるかもしれません。でも、このことについても、そのときの被告人の気持ちを想像してみてください。オオカミが子豚を煮たのではありません。子豚がオオカミを煮たのです。たとえオオカミが死んだと頭では理解できても、それで安心できるものでしょうか。

たしかに、オオカミのお母さんには、お気の毒なことでした。しかし、今回のことは、オオカミの自業自得としか言いようがありません。私の意見はこれだけです。

## 裁判長

それでは、これから陪審員のみなさんには評決に入ってもらいます。評決の時間は分間です。本当は全員が一致することが望ましいのですが、時間不足でどうしても意見がまとまらないときには、多数決で決めてください。

評決の前に、みなさんに注意しておくことがあります。ジャック・スミスさんの証言についてです。ジャック・スミスさんは、殺されたオオカミが、被告人のふたりの兄を食べてしまったと証言しました。しかし、ジャック・スミスさんの証言のうち、この部分については、みなさんは証拠として使うことは許されません。これは、ジャック・スミスさんが自分で見たことではないからです。これは、刑事裁判の中の、いちばん大切なルールのひとつなのです。彼の証言のうち、この部分だけは頭の中から消してください。

評決は、殺人について有罪か無罪か、死体損壊について有罪か無罪か、このふたつのだけを決めてください。刑罰をどうするかまでは、今日のところは決める必要はありません。

最後に、みなさんは、自分の良心だけに従って意見を述べてください。良心とは、正義に対する感覚です。それは、みなさんの心の奥深い場所に必ずあります。その声に耳をすませてください。もちろん、ほかの人の意見はよく聞かなければいけません。それによって、自分の考えが変わることもあるでしょう。しかし、最後は、「みんながどう言っているか」ではなく、「自分の良心がどう言っているか」によって判断するのです。

それでは、はじめてください。

( 評決への道筋 )

真実はなんだろうか？子豚はオオカミを煮て食べようと待ち受けており、オオカミが子豚のワナにはまったのだろうか？ それとも、子豚はたまたまお湯をわかしていただけなのだろうか？

誰がどんな証言をしていただけるか。

オオカミのお母さんはどんなことを言っていたらう。

ジャック・スミスさんはどんなことを証言したらう。

子豚はどんなことを言っていたらう。

その証言は信用できるだろうか。

オオカミのお母さんの証言は信用できるだろうか。  
信用できないところがあるとすれば、それはなぜ？

ジャック・スミスさんの証言は信用できるだろうか。  
信用できないところがあるとすれば、それはなぜ？

子豚の弁解は信用できるだろうか。  
信用できないところがあるとすれば、それはなぜ？

もし「子豚は計画的にオオカミを食べた」のが真実なら、子豚は有罪だろうか。

殺人罪については正当防衛が成立するだろうか。

死体損壊罪については正当防衛が成立するだろうか。

もし「子豚は幸運にもオオカミをやっつけることができた」のが真実なら、子豚は有罪だろうか。

殺人罪については正当防衛が成立するだろうか。

死体損壊罪については正当防衛が成立するだろうか。

#### 結論

殺人罪について	有罪	無罪
死体損壊罪について	有罪	無罪

## 「ローラー・ブレード禁止条例！？」

ある市では、子どもたちの間でローラー・ブレードが大流行しています。子どもたちは、学校が終わると毎日道路でローラー・ブレードを楽しんでいます。

中には、夜遅くまで遊んでいる子どももいるので、親たちはローラー・ブレードに全面的に賛成しているわけではありません。でも、ただ家でゴロゴロしたりテレビゲームをしているよりも、体を動かして一生懸命に何かをやっている方がましだと思っている親が多いようです。

しかし、最近では色々な問題が起こってきました。子どもたちが、住宅街の道路や駐車場、市役所前の広場、商店街などに集まってローラー・ブレードをするため、車や人にぶつかりそうになることがよく起こるようになりました。先日は、ついに、車にぶつかって子どもが死んでしまう事故も起こりました。

それだけではなく、歩いているお年寄りやちいさな子どもにぶつかりそうになったり、またぶつかって相手に怪我をさせてしまった事故もあります。また、住宅街の駐車場で、夜遅くまで遊んでいる子どももいるので、その騒音で近所の人が迷惑し、警察に相談したこともありました。しかし、警察は、犯人の逮捕などに忙しいですし、ローラー・ブレードを禁止する法律がないので、何もできないということでした。

そこで、住宅街の住民が中心になって、市議会で、道路や歩道でローラー・ブレードをすることを禁止する条例を制定してもらうように頼みました。

今日は、この条例を作るかどうかについて、次の人たちから意見を聞くことをなりました。

- グループ : 市会議員 A  
主に、交通安全のために、条例に賛成です
- グループ : 住宅街の住民  
歩行者の安全と、夜静かに暮らせるようにするために、条例に大賛成です
- グループ : ローラー・ブレード同好会の子ども  
ほかにローラー・ブレードができる場所がないので、条例に大反対です
- グループ : 子どもの親  
子どもたちが熱中できるものがなくなるので、条例に反対です
- グループ : 取りしまりをする警察官  
交通安全のために条例に賛成ですが自分たちの仕事がよけいいそがしくな  
らないかとの心配もあります
- グループ : 市会議員 B  
みんなの意見を良く聞いて考えようと思っています

## ワークシート（１） - 市議会議員B以外 -

名前 \_\_\_\_\_ グループ \_\_\_\_\_

Q 1 : あなたの立場から、意見の結論を述べて下さい。

条例制定に                      賛成                      反対

Q 2 : その結論の理由を述べて下さい。できるだけ多く考えてみましょう（以下も同じ）。

Q 3 : あなたの意見が実現した場合、どのような利益が守られることになりますか。

Q 4 : あなたと反対の立場の意見の理由として、どのようなものが考えられますか。

Q 5 : 反対の立場の意見が実現した場合、どのような利益が守られることになりますか。

Q 6 : 反対の立場の意見に対する質問又は反論を考えてみましょう。

## ワークシート(2) - 市議会議員B -

名前 \_\_\_\_\_ グループ \_\_\_\_\_

Q1：条例ができるとどんな利益・不利益がありますか。また、その対象者は主に誰ですか。できるだけ多く考えてみましょう(以下、同じ)

【利益】

(対象者)

【不利益】

(対象者)

Q2：条例ができないとどんな利益・不利益がありますか。また、その対象者は主に誰ですか。

【利益】

(対象者)

【不利益】

(対象者)

Q3：条例制定に賛成する人・反対する人の意見の理由を考え、それに対する質問を考えて下さい

Q4：条例制定の利益・不利益を考えて、あなたはどうすべきだと思いますか。他のグループの意見を聞く前と聞いた後、それぞれ書いてみましょう。

【聞く前】

【聞いた後】

## 「ローラー・ブレード禁止条例！？」授業進行要領

【つかみ】5～10分程度

・自己紹介

「今日は仙台と水戸の弁護士が先生になって皆さんと一緒に勉強しにやってきました」

「弁護士って聞いたら誰か知ってる人いる？」

「弁護士の仕事ってどんなものか分かる？」

「将来、弁護士になりたい人はいるかな？」

「今日の勉強は、みんなに弁護士になったつもりで自分の意見を言ったり議論をしたりしてもらいたいと思っています。みんな、北村弁護士や丸山弁護士になった気分で張り切ってやって下さいね」

【事案説明】10～15分くらい

指名 本文読み（途中まで）

「ローラーブレードって知ってる？やったことある人？あれって随分スピードが出るよね。先生達の子どもの頃は普通のローラースケートだったけど、あれとは全然違うよね。やったことある人は人や車にぶつかりそうになったことはなかった？」

指名 本文読み（最後まで）

「この市の中では、ローラーブレード禁止条例を作るかどうか問題になっているみたいですね。大体どのくらいの大きさの市かな。一応、石岡市くらいということで考えてみようか。石岡市の人口はどれくらい？石岡市だったらどんなところでローラーブレードができるかな？それ以外にも何か遊びとかスポーツとかやれる場所ってある？」

「さて、この市の市民の意見は幾つかに分かれているみたいです。大きく分けて次の6つのようですね。

市会議員Aのグループ

この人はローラー・ブレードで事故が起こっているのを禁止したいと思っている。

住宅街の住民

この人らは夜遅くまでさわがれてうるさいし、ローラー・ブレードあぶないので条例に大賛成している。

ローラー・ブレード同好会の子どもら

道路や歩道以外に舗装した所がないので、禁止されたらすごく困ると思っている。

親たち

せっかく子どもが一生懸命やってるのに禁止されたらかわいそうだと思っている。

警察官

みんなの安全を守る立場からは、そういう条例があった方がいいと思っている。でも今でも交通整理をしたり、泥棒をつかまえたり、ものすごく忙しいのに、この上ローラー・ブレードしている子どもにいちいち注意しないといけないと思うと、ちょっと憂鬱になっている。

## 市会議員Bのグループ

この人はみんなの意見を聞いてから、条例を作るかどうかを決めようと思っている。」

「さて、これから、皆さんには、それぞれの立場の人になったつもりで、6つのグループに分かれてもらいます。グループ分けは先生が勝手に決めちゃうので、そのグループに入ったら、自分の本音とは違っててもその立場になったつもりで考えてみて下さい。そして、後でグループ毎に意見を発表してもらいます。そのときには、自分の立場の意見が正しいことをみんなに説得するつもりで、北村弁護士や丸山弁護士みたいに自信満々で発表して下さい」

### 【グループ分けと座席移動】 1～2分

#### 【「ワークシート」の説明】 5分くらい

ワークシートを各人毎に渡す

「もう一枚の紙を見て下さい。これは、議論を整理するためのメモみたいなものです。皆さんが自分のグループの意見をまとめるにあたって、いろいろな方向から理由を考えないと十分相手の人を説得することができません。そのための検討材料として使して下さい。各グループで話し合いながら、それぞれが書き込んでいって下さい。」

「市会議員Bとそれ以外の人では書いてある内容が少し違っていています。市会議員B以外の方は、ここに書いてあるように、自分の意見の理由と反対の意見の理由として考えられるものを書いていきます。そして、反対の意見に対しては、相手が困るような質問 - これは裁判で言うと反対尋問みたいなものだね - や、反論も考えておいて下さい」

「市会議員Bの方は、よくみんなの意見を聞いてから自分の意見を決めようと思っています。ですから、この条例ができるかどうか・悪いことがあるかを考えておいて下さい。そして、賛成派・反対派の人の意見のいいところや間違ったところをきちんと判断できるように、それぞれの意見に対する質問を考えておいて下さい。そして、他のグループの意見を聞く前と聞いた後それぞれで、自分なりの結論を出して下さい。これは、本当に自分の考えで決めて下さい」

「それでは、グループ毎に議論を始めて下さい。議論が終わったら、次のような順序で意見を述べてもらいますので、その担当者も決めて下さい。まず、最初は、グループ ~ の代表者に、グループとしての結論とその理由を2分くらいで述べてもらいます。意見を述べるについては、さっきのワークシートの項目毎にそのまま読むということじゃなくて、きちんと相手を説得するつもりで発表して下さいね。その次に、グループ ~ の人から、他のグループに対する質問を述べてもらいます。その後で、もう一度 ~ の人に戻って、他のグループ(どこでもいいよ)に対する質問や反論があったら述べてもらいます。それが全部終わったら、一番最後に、グループ ~ の人に自分の考えの結論と、その理由を1人ずつ述べてもらいます。グループ ~ の人は裁判官みたいな感じと思って下さい。それでは、グループ毎に10分間、話し合いをして下さい。」

#### 【グループ討論】 約10分

各グループを見て回る。特に、グループ ~ の人については、自分の役割をきちんと認識し

てもらおうようにする。

【発表・議論1】10分程度

各グループの代表者から2分間程度、結論と意見を述べてもらう。

ここまで(もしくはグループ討論まで)で1時限終了。休み時間中に、他のグループへの質問や反論等あったら考えておいてということにする。

【発表・議論2】15分程度

グループ から他のグループへの質問とそれに対する回答

グループ ~ から他のグループへの質問・反論とそれに対する回答・再反論

グループ から最後に何か質問があれば

【グループ の意見発表】5～10分程度

「それでは、最後に、グループ の人の意見を発表してもらいたいと思います。今までの議論を聞いてきて、結論として、この条例をどうすれば良いのか、自分の考えと理由を述べて下さい。もし、それが議論を聞く前に思っていた意見と違うようであれば、その理由も述べて下さい」

各人毎に発表してもらう

【議論のまとめ】10分程度

それぞれのグループに、ワークシートに書いた内容(守られる利益等)を発表してもらい、板書する。

「条例制定賛成派の人たちは の利益を守るべきだという考え方に立っている訳だね。これに対して、条例制定反対派の人たちは の利益の方が重要だと考えていることになるね。みんな、個人的にはどの利益が重要だと思いますか」

「どんな問題でも、それによって守られる利益や失われる利益があると思います。もし、みんなが自分の身近なことについて何か意見を言うことがあったとしたら、こういうことを頭に置いて話すと説得力が出ると思うよ」

【民主主義について】5分程度

「今日、皆さんにやってもらったのは、条例を作るかどうかということの話し合いでした。結論は簡単に出るような問題ではありません。最後にグループ の人の意見を聞いてみたら(賛成派・反対派)の方が少し多かったみたいだけど、だからといってそっちの意見が必ず正しいということでもないと思います。大事なことは、結論と理由を明確にして良く話し合うということですね」

「今日は話し合いという方法で物事を決めようとした訳だけれども、外に、物事を決める決め方として、どういうやり方があるか分かりますか。」

多数決、ジャンケン、くじ引き、力の強い人が決める、等の回答が予想される

「これらの決め方の中で、どれが一番みんなにとって納得ができるものだと思いますか？話し合いと多数決を原則とする決め方を民主主義といいます。民主主義という言葉は知っていますか。きっと、皆さんはそんなの当たり前だと思っているかも知れませんが、それが当たり前じゃない時代も長く続いていました。国の偉い王様が自分の考えだけで全部決めてしまうやり方です。そういう制度を何というか知っていますか。そんな制度と民主主義とどっちがいいと思う？」

残り時間に合わせて適宜民主主義の話をする。

【終了】

## ある少年事件（朗読劇）

遠藤俊弘

### 犯罪少年

僕は、中学3年生で、成績はクラスの中くらいです。今年の9月頃に、体調が悪いからと嘘を言っ  
て、学校を早退して、ゲームセンターでぶらぶらしていたら、先輩に「よう、ひさしぶり」と  
声をかけられました。先輩は、僕より、2年上で、中学を卒業後、高校へ進学したけれども、学  
校へはあまり行っていないと聞いていました。そのときから、一緒に遊ぶようになりました。最  
初は、ゲームと一緒にしたりしているだけでしたが、そのうち、先輩に、タバコを勧められて、  
吸うようになり、隠れて缶ビールを飲んだり、バイクに乗せてもらうようになりました。先輩は、  
優しいところと短気なところがあり、怒り出すと、殴ったり、蹴ったりするので有名でした。僕  
は、一度もやられたことはありませんでした。12月9日の学校帰りに、校門の近くで、先輩に  
呼び止められました。先輩は、「金貸してくれないか。俺、金がいるから。暴走族の先輩から、  
金を貸してくれと言われているから。悪いけど、お前、明日までに、1万円用意してくれよ。」  
と言ってきました。僕は、1万円も持っていませんでしたので、先輩に、「悪いっすけど、金な  
いんですよ。」と言ったのですが、「お前。俺がどれだけ困ってるのか。わかってんのかよ。先輩、  
族だぞ。頭やってんだぞ。金払わねえとどうされるかわかんねえんだぞ。袋にされちまうんだか  
らな。おれが、お前とどれだけ遊んでやったと思ってんだ。金ねえなんて、いうんじゃねえ。マ  
ジ、切れるぞ。お前、ぶっ飛ばすぞ。タバコすったり、ビールを飲んだこと、学校にばらしても  
いいのかよ。」と怒鳴りつけられました。怒鳴りつけられて、正直、ビビりました。それで、貯  
金箱の金とお母さんに嘘を言えば、1万円なら、なんとかかなると思い、「明後日までに準備しま  
すから。それで勘弁して下さい。」と言って、別れました。家に帰ってから、貯金箱をあけてみ  
たら、2380円しかありませんでした。お母さんに、お小遣いを8000円欲しいと言ったら、  
多すぎるからと言われて、2000円しかもらえませんでした。あと、6000円足りません。  
正直に先輩のことを話そうかと思ったのですが、タバコやビールを飲んだことや学校をさぼった  
ことまでばれると叱られると思い、友達に借りることにしました。次の日に、友達に、貸してく  
れるよう頼んだのですが、全部、集めても、3000円しか集まりませんでした。どうしようか  
と思って、コンビニでぶらぶらして、時間を潰しましたが、いい考えが浮かびませんでした。明日  
になると、先輩が金を取りにきます。残り3000円です。ぶっとばされるかもしれない、どう  
しようかそればかりが、頭をぐるぐるかけめぐっていました。コンビニで漫画を読んでいて、ふ  
と、レジカウンターの方を見ると、70歳くらいのおばあさんが、財布から、1万円を出して、  
何かを買っているのが見えました。おばあさんは、おつりをもらうと、財布にしまい、手提げか  
ばんのなかにいれました。そして、おばあさんは、店を出ていきました。店の時計を見ると、午  
後7時を回っていましたので、家に帰ることにしました。店を出て、しばらく歩いていると、1

00メートルくらい前を、さっきのおばあさんが歩いて行くのが見えました。おばあさんの歩く速度が遅いので、だんだんと近くなりました。10メートルくらいになりました。おばあさんを見ていると、手提げかばんを持っているのが、見えました。さっき、店で、おつりをもらったのを思い出しました。お金を取られるかもしれないという考えが浮かびました。そう、思うと、どきどきしました。とっちゃいけないという気もしました。でも、今なら、とれるかもしれないと思いました。急いで、周りを見回すと、誰も人がいませんでした。後ろから、走って行って、バッグを引っ張って、とろう、それなら、走って逃げれば、大丈夫だと思いました。先輩から怒鳴られたことが浮かびました。今やらないと、駄目だと思いました。足がガタガタと震えたのですが、思いきり、おばあさんのほうへ走り出しました。おばあさんの横を走り抜ける時に、手提げバッグの方へ右手をのばしました。右手でバッグのひものところをつかみ、思いきり、引っ張りました。そのまま走って行こうとしたのですが、バッグがぐんと後ろから引っ張られるようになりました。おばあさんがバッグをとられないようにつかんだのです。僕が、強く、引っ張ると、おばあさんは、転んでしまいました。薄明かりのなかで、おばあさんが、びっくりしたように、大きく目を開けて、バッグにしがみついていたのを覚えています。僕は、なんとかバッグを奪わないといけないと思い、そのまま、倒れたおばあさんをバッグごと50センチくらい引きずりました。なかなか離さないの、つい「離せ。ぶっ殺すぞ。」と怒鳴りつけました。やっと、おばあさんがバッグを放したので、そのまま10メートル走ると、バッグの中から、財布だけをとって、バッグをおばあさんの方へ投げて、逃げました。財布には、8900円入っていました。お金だけ抜き取ると、財布も、すぐに捨てました。とったお金は、先輩に渡したのと、友達に返したのと、ゲームセンターで、使ったので、残っていません。

### 被害者のおばあさん

私は、一人暮らしの老婆です。年は、70歳になります。私が、コンビニで、夕食のおかずにおでんを買って、家に帰る途中に、後ろから、知らない男に、いきなり買い物バッグを奪われました。男は、人がいないところを見計らって、私の後ろから、いきなりバッグをつかんで持っていこうとしました。私は、とられないようにと抵抗をしたのですが、倒れてしまいました。男は、私がバッグを話さないの、「離せ。このばばあ。ぶっ殺すぞ」と怒鳴りつけてきました。私は、怖くなって、そのまま引きずられて、ひざと足を擦りむいてしまいました。男が、強い力で、バッグを引っ張るものですから、抵抗できなくなり、手が離れてしまいました。男は、走って逃げて行きました。バッグは、逃げる途中、投げ捨てて行きました。私は、恐怖のあまり、動けなくなり、倒れたまま、じっとしておりました。2分ほどして、サラリーマンの人が大丈夫ですかと声をかけてくれて、「襲われました。」とやっとの思いで、訴えて、救急車を呼んでもらいました。足とひざの怪我は、擦り傷と、倒されたときの打ち身で、全治2週間との診断がでました。それ

から、家に、戻りましたが、襲われたときのことを思い出すと、息ができないほど胸が苦しくなります。夜、暗闇が恐ろしく、寝るときでも、電気を消すことができなくなりました。暗闇があると、そこから、男が飛び出してきて、襲われるのではないかという不安を感じます。また、夕方に外出することも怖くてできません。私は、これまで人様に悪いことをしたこともありませんし、襲ってきた男に恨みを買うようなことをしたことはありません。それにもかかわらず、このような被害にあい、これから毎日をどうして生きて行ったらいいのか不安でたまりません。犯人には、厳しい処分をお願いします。

### 大人の意見 1

この事件のおかげで、老人や女の人が夕方、通りを歩かなくなった。おかげで、通りの店の夜の売り上げが減ってしまいました。ところで、中学3年生なら、もう大人でしょう。自分で、何が悪いかを十分に判断できるはずです。それにもかかわらず、このような犯罪を犯したのだから、大人と同じように処罰すればいいと思います。少年だからといって寛大に扱う今の法律は、かえって、ずるい少年を犯罪に走らせているのではないかと思います。少年を犯罪にさせないためにも、犯罪を犯したら、厳しい処分をくださるべきです。厳しい処分が下されるなら、犯罪には踏み切らないはずではないでしょうか。甘い処分をすれば、悪い少年がのさばり、犯罪が増えてしまうでしょう。

### 大人の意見 2

大人と少年は、やはり違うのではないのでしょうか。たしかに何が悪いかについては、ある程度は知っていると思います。しかし、だからといって、大人とまったく同じように知っているかどうかは疑問です。また、ある衝動にかられた時に、衝動を抑えることができるかどうかという点でも違いがあるのではないのでしょうか。少年は、成長過程にあります。悪いことをしても、立ち直る可能性はかなり高いと思います。その点も大人とは異なります。もし、厳罰をくだせば、少年は、立ち直ることができなくなります。その後、犯罪者への坂道を転がり落ちるのではないのでしょうか。犯罪を犯した少年には、罰を与えるよりも、教育的な措置を講じるべきです。

## 審判のためのシート

君たちには、今後、この少年に対してどのように処遇すべきかを決定してもらいます。その際に、法律に従わなければなりません。また、今回の少年は、犯罪を犯していることは間違いありません。その点を前提にして、審判を決定してください。

あなたが、裁判官であったら、この少年に対して、どのような審判の結果の言い渡しをしますか。また、言い渡しの際に、少年に向かって、どのような話をしたらよいでしょうか。

処分を決めるために、以下の点に注意をしてください。

- 1 , 処遇を決定する際に、犯した犯罪についてどのような責任、償いをすべきかを考えてください。犯した罪の重さに比例して刑罰や償いは大きくなります。あなたが、かわいそうだからといって、軽い処分をした場合には、彼は法を軽視することになるかもしれません。逆に重すぎると、重い処分をされた人は自分を不運だと思い、法や社会や判断を下した人に対して恨みに思い、反省をしないことがあります。
- 2 , また、彼が、将来、同じような間違いを起こさないようにするために、どのようにすべきだろうかという点も忘れてはなりません。厳しく罰するだけでなく、なぜいけないのか、そのようなことを繰り返さないためにはどうすればよいのかを教育することも重要なことです。
- 3 , さらに、被害者は、この結論に満足するだろうかという点も大切です。被害者は、自分がやられ損にではないかと考えます。法によって、加害者に対して適正な処分が下されたという安心感が重要です。
- 4 , 少年と同じような状況におかれた他の少年は、この処分を聞いたとしたら、犯罪を思いとどまるでしょうか。
- 5 , また、世間の人々が、君たちが出した結論になるほどと納得してくれるかということも大切です。たとえば、同じような罪を犯した人に対して同じような処分をすることは公平ですが、合理的な理由もなく、異なった処分をすると不公平であると思うでしょう。

審判シート

<p>処分（結論） 「少年に対し、次のとおり言渡す。」</p>	<p>不処分 保護観察 少年院送致 逆送</p>		
<p>当裁判所が決めた理由は次のとおりである。ここで、1～5まで検討した点を書こう。</p>			
<p>今後少年が立ち直れるようにメッセージを考えよう。</p>			

## 講義資料

平成16年1月21日

講師  
弁護士 飯島 章弘

### 第1 授業の内容

ルールはなぜ作られるのか、どのようにして作ればよいのかを、実際に自分たちで法律を作ってみることによって学ぶ。

### 第2 講義

#### 1 法律って何？

自由な<sup>こうい</sup>行為を<sup>きせい</sup>規制するのが法律

・・・してはいけない。

・・・してもいいけれど、条件がある。

<sup>いはん</sup>違反した場合、<sup>しょばつ</sup>処罰を受けることもある。

#### 【さまざまな法律】

刑法

<sup>せつとうざい</sup>窃盗罪（人の物を取ってははいけない）

殺人罪（人を殺してはいけない）

どうろこうつうほう  
道路交通法

うんてんめんきょせいど  
運転免許制度（運転してもいいけれど、免許を  
取ることが条件）

速度制限（運転してもいいけれど、決められた  
速度以上スピードを出さないこと  
が条件）

## 2 法律はなぜ必要か？

社会のあらゆるところで問題が発生している。

問題を解決したり、予防したりするためには、問題の原因とな  
っている行為こうい きせいを規制する法律が必要。

社会が変化すると、新しい問題が発生する。

新しい問題たいしよに対処するため、新しい法律を作る必要がある。

どうろこうつうほう  
【道路交通法は、なぜ作られたか？】

自動車の発明・普及ふきゅうにより、人や物を、すばやく手軽に、遠方えんぼうの  
目的地まで運べるようになった。

( 新たな技術の発明・普及<sup>ふきゅう</sup>、社会生活の変化 )。

暮らしが便利で豊かになり、社会が発展した ( 良い変化 )。

反面<sup>はんめん</sup>、交通事故多発<sup>たはつ</sup>の、排気ガス<sup>はいき</sup>による大気汚染<sup>たいきおせん</sup>など新たな問題が発生した ( 悪い変化 )。

新しく法律を作って、新たな問題<sup>たいしよ</sup>に対処しなければならぬ。

( 道路交通法<sup>どうろこうつうほう</sup>、排気ガス規制<sup>はいき きせい</sup>に関する法律 )。

### 3 どんな法律を作ればよいか

#### 【<sup>どうろこうつうほう</sup> 道路交通法<sup>きせい</sup>におけるさまざまな規制】

<sup>きせい</sup> 場所規制、<sup>きせい</sup> 時間規制

<sup>しゃりよう</sup> 車両通行禁止 ( <sup>ほこうしゃ</sup> 歩行者専用道路 )

通学時間帯<sup>しゃりよう</sup> 車両通行禁止 ( スクールゾーン )

<sup>きせい</sup> 速度規制

<sup>いっぱんどう</sup> 一般道 . . . 30 ~ 60 キロ

高速道路 . . 普通車 100 キロ

大型車 80 キロ

## 年齢規制、資格規制

バイク・原付げんつき 16歳以上で二輪免許試験にりんめんきょしけんに合格していること

普通自動車 18歳以上で普通免許試験ふつうめんきょしけんに合格していること

大型自動車 普通免許取得後ふつうめんきょしゅとく2年以上で大型免許試験おおがためんきょしけんに合格していること

## 方法の規制

自動車に乗るときはシートベルトちゃくよう着用

バイクに乗るときはヘルメットちゃくよう着用

携帯電話を使いながらの運転禁止

## その他の規制

免許を取って1年間は初心者マークわかば（若葉マーク）を車につけなければならない。

### 第3 実際に法律を作ってみよう！

【ケース】 2034年、癌がんの特効薬とっこうやくが発明されてから20年

が<sup>た</sup>経ち、日本は、全人口の約半分を100歳以上の  
高齢者が占めるとい<sup>むか</sup>う超高齢者社会を迎えていた。

多くの人<sup>おとろ</sup>が人生を長く楽しめるようになったのは、  
大変結構なことであるが、<sup>はんめん</sup>反面、<sup>しりよく</sup>視力や<sup>はんしゃしんけい</sup>反射神経の  
衰<sup>おとろ</sup>えた高齢者の<sup>きゅうぞう</sup>運転ミスによる交通事故が急増し  
ていた。

この問題<sup>たいしよ</sup>に対処するため、新しい法律を作りなさい。

(<sup>いいぶん</sup>高齢者の言い分)

我々<sup>たいはん</sup>高齢者の大半が1人暮らしか夫婦2人暮らし  
で、買い物や病院に行くには、自分で車を運転して  
いかなければならない。

高齢者の交通事故問題を解決しなければならない  
ことは我々も<sup>しょうち</sup>承知している。

ただ、我々<sup>たいはん</sup>高齢者のほとんどが、車を運転しないと、  
生きていられないことを分かって欲しい。